

役員退職金規程

(総則)

第1条 社団法人日本プラント協会の常勤の役員(以下「役員」という。)の退職金に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

第2条 退職金は、役員が退職した場合はその者、死亡した場合はその遺族に支給する。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1月につき退職の日におけるその役員の本俸月額に100分の36の割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の退職金の額は、その者の職務実績等に応じ、その額を100分の5の範囲内で増額又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数を生じたときは、1月と計算するものとする。

(退職金の支払い)

第5条 退職金は、法令等によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を、特別の事情のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支払うものとする。

(遺族の範囲及び支給順位)

第6条 第2条に規定する遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の規定によるものとする。

(遺族の受給資格証明書)

第7条 第2条に規定する遺族に退職金の支給するときは、戸籍謄本、住民登録謄本その他遺族である事実を証明する書類を徴しなければならない。

(退職金の支給制限)

第8条 役員が定款第15条に該当して解任されたときは、第1条ないし第5条の規定にかかわらず退職金を支給しない。

附 則

この規程は、2002年9月1日から適用する。